

埼玉県障害福祉サービス訪問系事業所における 安全確保対策推進事業補助金 Q & A

1 対象事業所について

Q 1 県内の事業所が対象とのことだが、政令指定都市や中核市に所在する事業所も対象か。

A 対象となります。

Q 2 当法人は複数事業所を運営しているので、事業所ごとに、別々に申請してよいか。

A 同一法人については、全ての事業所を一つの申請書類にまとめ、1回で申請してください。

Q 3 当法人は、障害福祉サービス訪問系事業所を3箇所運営している。
通話録音装置を3箇所の事業所に個別に導入するので、その場合は、1事業所当たり6万円の補助基準額の3分の2まで、それぞれ申請できるのか。

A それぞれ申請できます。
ただし、申請書類については法人で一つにまとめて申請してください。

Q 4 当法人は東京都に所在しており、東京都内に3箇所、埼玉県内に2箇所の障害福祉サービス訪問系事業所を運営している。
今回、5箇所の事業所全てに通話録音装置を導入するのだが、埼玉県内2箇所の事業所に係る購入経費について、埼玉県に補助金を申請してよいか。

A 埼玉県内に所在する事業所に導入する分の購入経費については申請できません。

Q 5 当事業所は、介護保険の訪問介護と障害福祉サービスの居宅介護の指定を受けている。

ただし、電話回線は事業所に1本で電話機も1台、そのため導入する通話録音装置も1台である。

その場合、かかった経費について介護の安全確保対策推進事業補助金と障害福祉の安全確保対策推進事業補助金の両方に申請できるのか。

A 両方には申請できません。申請できるのはどちらか一方になります。

Q 6 当事業所は、介護保険の訪問介護と障害福祉サービスの居宅介護の指定を受けている。

事業所の電話回線は介護と障害福祉で別にしており、回線が2本で電話機も別々。導入する通話録音装置も別になるので2台である。

その場合、かかった経費について介護の安全確保対策推進事業補助金と障害福祉の安全確保対策推進事業補助金にそれぞれ申請するのか。

A 介護の電話機の通話録音装置の領収書と、障害の電話機の通話録音装置の領収書が別であれば、介護の補助金と障害の補助金のそれぞれに申請してください。

もし、領収書が1通で、介護の通話録音装置と障害の通話録音装置の分が合算されている場合には、障害分にて請求することがわかる内訳を提出してください。

2 補助基準額について

Q 7 当事業所には電話機が3台あるため、通話録音装置も3台購入する予定である。その場合、補助基準額は6万円の3倍で18万円になるのか。

A 補助基準額は1事業所当たりの金額になります。そのため通話録音装置を何台購入したとしても補助基準額は6万円です。

Q 8 当事業所では通話録音装置の購入と、出張時のセキュリティーサービスの導入を考えている。

その場合、補助基準額はそれぞれの経費につき6万円で、計12万円になるのか。

A 補助基準額は、通話録音装置の購入費とセキュリティーサービスの導入経費を全て合わせ、1事業所当たり6万円です。

Q 9 通話録音装置の購入費は税抜き1万2千円だったが、補助金の申請は補助基準額の6万円まで申請できるか。

A 申請できません。

申請できるのは実際にかかった1万2千円になります。

Q10 通話録音装置とセキュリティーサービスの導入経費を合わせて税抜きで8万円かかった。補助基準額は6万円とのことだが、補助額はどうか。

A 実際の経費は8万円ですが、補助基準額が6万円ですので補助対象額は低い方の額6万円となります。補助額は補助対象額の3分の2になるので、補助額は4万円となります。

Q11 購入費の全額が補助対象となるのか。

A 消費税額を除いた額が補助対象額となります。

そのため申請書には、消費税分を除いた額を記載してください。

Q12 購入額の全額を補助してもらえるのか。

A 補助率が3分の2となりますので、補助対象額の3分の2の額が補助金額となります。

3 補助の対象となる経費について

Q13 購入予定の経費について補助申請できるか。

A 申請できません。
申請できるのは購入済みのものに係る経費のみです。

Q14 通話録音装置を令和4年10月13日に発注し、同日納品され、代金の支払いは翌日の10月14日にした。この場合、補助金の対象となるか。

A 対象になりません。
通話録音装置等の代金や屋外用（出張用）セキュリティーサービスの導入の発注や契約が令和4年10月14日以降のものが補助金の対象となります。

Q15 通話録音装置を購入し令和5年1月中に納品されたが、購入代金の支払いは令和5年2月になってしまい、申請期限に間に合わない。この場合も補助対象となるのか。

A 対象となります。
この場合、事前に県障害者支援課（電話番号：048-830-3317）に電話連絡の上、事業所番号、事業者名、対象経費、対象金額、申請予定日（令和5年3月31日まで）をメール（a3300-06@pref.saitama.lg.jp）で送付してください。

Q16 通話録音装置等の備品購入費とあるが、当事業所では録音機器を購入する必要が無い通話録音サービスの導入を考えている。
通話録音サービスの導入経費は補助対象となるのか。

A 対象になりません。
この補助金は、通話録音装置等の機器購入に係る経費のみが対象です。

Q17 屋外用（出張時）セキュリティーサービスとはどのようなものか。

A セキュリティーサービスとは、障害福祉サービス訪問系事業所職員が利用者宅を訪問している際、利用者又は家族から暴力等の危害を受けた場合、通報装置で警備会社に通報するサービスを想定しています。

Q18 屋外用（出張時）セキュリティーサービスの導入経費とは、どのような経費が対象となるのか。
契約時に契約金と併せて支払う初回月の基本料も対象となるのか。

A 対象となる経費は、初期導入費用である初期登録費用や加入料金、通報装置機器類といった初期導入時に発生する備品及び付属品購入代金等になります。
契約時に契約金と併せて支払う初回月の基本料（継続費用）は対象にはなりません。

Q19 屋外用（出張時）セキュリティーサービスによる通報で、警備会社の警備員が現地にかかけつけた際の、警備員の出張費は補助の対象となるのか。

A 対象になりません。

Q20 申請書類には、購入した物品の領収書等、支出した費用が分かる証拠書類（写し）の添付が必要か。

A 支出した費用に係る領収書等の証拠書類（写し）の添付が必要です。
屋外用（出張時）セキュリティーサービスの場合、領収書に加え、契約書、初期導入費用の明細がわかるもの等も必要です。

Q21 領収書の宛名は法人名でよいか。

A 領収書の宛名は、法人名に加え事業所名を記載してもらうようにしてください。
宛名が個人名の領収書は受け付けることができません。

Q22 当法人は5か所の障害福祉サービス訪問系事業所を運営しており、5か所すべてに通話録音装置を導入する予定である。
導入の際は、法人本部で5台一括購入する予定であるが、その場合、領収書に5か所の事業所名を全て記載してもらう必要があるか。

A お問い合わせのような場合については、事前に県障害者支援課（電話番号：048-830-3317）に御相談ください。